

日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定をめぐる国会論議

— 日米間に構築された新たな貿易ルールの特徴と今後の課題 —

上谷田 卓

(外交防衛委員会調査室)

1. はじめに
2. 日米貿易交渉の経緯・背景
3. 日米貿易協定の主な内容と国会審議の概要
4. 農林水産品の合意に関する主な議論
 - (1) 農林水産物の生産額への影響試算の妥当性
 - (2) 米国産農産品についての将来の再協議規定の解釈
 - (3) 日米貿易協定の牛肉SGの実効性と見直し規定の効力
 - (4) TPP11の牛肉SGの発動基準数量の修正の見通し
5. 自動車及び自動車部品の合意に関する主な議論
 - (1) 関税撤廃が前提であることの根拠
 - (2) 関税撤廃率及び経済効果分析等の妥当性
 - (3) WTO協定との整合性
 - (4) 追加関税及び数量規制等の発動回避の約束の実効性
6. 日米デジタル貿易協定の主な内容と国会審議の概要
7. 日米デジタル貿易協定をめぐる主な議論
 - (1) 第18条と日本のプロバイダ責任制限法との関係
 - (2) デジタルデータの利活用に向けた取組への影響
 - (3) 国際的なルール作りに与える効果
8. 今後の対米通商政策をめぐる主な議論
9. おわりに

1. はじめに

2020年1月1日、「日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定」（以下「日米貿易協定」）

という。)及び「デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」(以下「日米デジタル貿易協定」という。)が発効した。日米貿易協定は物品の貿易について関税の撤廃・削減の方法等を、日米デジタル貿易協定は円滑で信頼性の高い自由なデジタル貿易を促進するための法的枠組みをそれぞれ定めており、いずれの協定も2019年4月に開始した日米貿易交渉の結果、日米間の貿易を促進することを目的として作成された二国間協定である。両協定の締結については、第200回国会(臨時会)において、いずれも多数をもって承認された(衆議院本会議:11月19日、参議院本会議:12月4日)¹。

国会審議を通じ、安倍総理は日米貿易協定について、「日米双方にとってウィン・ウィンでバランスのとれた結論を得ることができた」と説明してきたが²、合意内容をめぐる政府の説明・解釈の正当性、政府による影響試算の妥当性等が主要論点となった。また、発動が懸念されてきた「1962年通商拡大法第232条」³(いわゆる「232条」)に基づく日本の自動車・自動車部品に対する追加関税や数量規制等の措置について、日米両首脳・閣僚間において発動回避を約束した旨強調したが⁴、これらの約束の実効性に対する質疑も重ねられた。一方、日米デジタル貿易協定については、「環太平洋パートナーシップ協定」⁵(以下「TPP」という。)と同等以上の水準のルールが規定されたことを受け、協定の内容に加え、デジタル貿易に関する国内的取組や国際的議論に及ぼす影響等について議論が行われた。さらに両協定が日米貿易交渉の第一段階の成果に位置付けられていること等を見据え、今後の対米通商交渉に向けた対応や米国のTPP復帰に向けた取組にも注目が集まった。

以上を踏まえ、本稿では日米貿易交渉の経緯を振り返り、両協定の特徴や主な内容等を概説した上で、国会で議論された主な論点と政府答弁を整理し、併せて両協定発効後の日米両国の動向等を踏まえつつ、今後の対米通商政策をめぐる課題等について若干言及する。

2. 日米貿易交渉の経緯・背景

(1) 「日米物品貿易協定」(TAG)交渉の開始

安倍総理とトランプ大統領は、2018年9月26日の日米首脳会談(ニューヨーク)において、日米両国の経済的な結び付きをより強固なものにする観点から、「日米物品貿易協定」(TAG)交渉を開始することに合意した。その上で、両首脳は会談後に発出した「日米

¹ 米国は2015年の貿易促進権限(TPA)法の第103条(a)に基づき、両協定の実施に必要な措置の議会承認を省略し大統領権限で両協定を締結した。同条は①関税率5%以下の品目の関税削減・撤廃、②関税率5%超の品目の関税半減までの譲許にとどまる協定は大統領権限で締結できる旨定めている。これを受け、両協定は大統領権限で締結できる範囲内の合意内容になっていると指摘される(菅原淳一「日米貿易交渉は第2段階へー今次合意は米の早期妥結要望に沿った「初期協定」ー」『みずほインサイト』(2019.9.30)4~5頁)。

² 第200回国会衆議院本会議録第4号4頁(令元.10.24)等

³ 特定製品の輸入が米国の国家安全保障に脅威を与えるおそれがある場合に、追加関税等の是正措置を発動する権限を大統領に付与する規定。トランプ大統領はこの規定に基づき、2018年3月以降、日本を含む各国からの鉄鋼・アルミニウムの輸入品に対して追加関税を課しており、また、同年5月以降、輸入自動車及び自動車部品に対する追加関税の発動の必要性についても検討を進めている。

⁴ 第200回国会衆議院本会議録第4号4頁(令元.10.24)等

⁵ アジア太平洋地域の12か国(日本、米国、カナダ、メキシコ、ペルー、チリ、豪州、ニュージーランド(NZ)、マレーシア、ベトナム、シンガポール及びブルネイ)の間で包括的・高水準の通商ルールを構築する経済連携協定(EPA)。日本は2017年1月20日にTPPの国内手続の完了を通報したが、同月30日に米国がTPP離脱を通知して以降、日米の締結を不可欠とする協定の発効の見通しは立っていない。

共同声明⁶に基づき今後の交渉を進めていく方針を確認した。すなわち、日米貿易交渉は、①「日米物品貿易協定（T A G）について、また、他の重要な分野（サービスを含む）で早期に結果を生じ得るものについても、交渉を開始する」等の方針の下、②「日本としては農林水産品について、過去の経済連携協定で約束した市場アクセスの譲許内容が最大限である」との日本政府の立場を米国政府が「尊重する」、③「その協議が行われている間は、本共同声明の精神に反する行動を取らない」こと等を条件として行われることとなった。

首脳会談を終え、安倍総理は共同声明の上記①について、「サービス全般の自由化や幅広いルールまで協定に盛り込むことは想定しておらず、その意味でこれまで我が国が結んできた包括的なF T Aとは異なるものである」と説明した⁷。また、上記②の解釈についても、「これまでに締結した経済連携協定の中で農産品について最も水準が高いものはT P P」とし、それを「大前提に交渉を行っていく」と強調した⁸。しかし、米国では、米国通商代表部（U S T R）が農産品の関税撤廃、サービス貿易（電気通信・金融）の改善を含む22分野の「対日貿易交渉目的」⁹を議会に通知したほか、パーデュー農務長官がT P P以上の農林水産品の関税譲歩を求めると主張¹⁰するなど、日本の立場とは異なる動きが見られた。

なお、米国のT P P離脱後、同国のT P P復帰を最善とする立場¹¹を堅持してきた日本が貿易協定の作成交渉の開始に応じた背景には、米国が自国にとってより良い貿易ルールを実現するための手段として発動を示唆してきた232条に基づく自動車・同部品に対する追加関税等の発動回避を約束させる必要があったことがある¹²。これまで米国は232条の発動等を示唆しながら締結済みF T Aの再交渉を押し進め、例えば、改正米韓F T A（いわゆる「新K O R U S」、2018年9月24日署名）や改正N A F T A（北米自由貿易協定）「米国・メキシコ・カナダ協定」（U S M C A、同年11月30日署名）等を米国に有利な形¹³で改正してきた。安倍総理が上記③について、「協議が行われている間は日本の自動車に追加関税が課されないことを確認した」と述べたことは¹⁴、日本が最大の懸案であった追加関税の発動回避の約束と引き換えに、二国間の貿易交渉に応じたことを示すものとなった。

（2）日米貿易交渉の経緯

2019年4月15日～16日にかけて、茂木経済再生担当大臣（当時。現外務大臣）とライトハイザー通商代表は第1回交渉会合（ワシントン）を行い、農産品・自動車を含む物品貿

⁶ 外務省ウェブサイト<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000402972.pdf>>（令2.4.1最終アクセス、以下URLの最終アクセスの日付はいずれも同日である。）

⁷ 第197回国会参議院予算委員会会議録第1号16頁（平30.11.5）

⁸ 第197回国会衆議院予算委員会会議録第3号10頁（平30.11.2）

⁹ U S T Rウェブサイト<https://ustr.gov/sites/default/files/2018.12.21_Summary_of_U.S.-Japan_Negotiating_Objectives.pdf>

¹⁰ “U.S. Agriculture secretary says Washington seeks deeper farm tariff cuts by Japan than those in TPP,” the Japan Times news, October 19, 2018.

¹¹ 第196回国会衆議院内閣委員会会議録第17号27頁（平30.5.17）等

¹² 中川淳司「日米物品貿易協定（T A G）の意義と展望」『週刊 経団連タイムス NO.3379』（2018.10.4）、渡邊頼純「日米通商交渉入りへ（下）輸出自主規制 復活避けよ」『日本経済新聞』（2019.1.15）

¹³ これらの協定には、例えば、米国の求める自動車の数量規制や通貨政策を管理する為替条項等が導入された。

¹⁴ 第197回国会参議院本会議録第1号4頁（平30.10.24）

易の議論を開始すること及びデジタル貿易の取扱いについて適切な時期に議論を行うことで合意した。その後事務レベルの実務者協議や閣僚会合等が重ねられ、8月の閣僚会合（ワシントン、同月21日～23日）及び首脳会談（フランス・ビアリッツ、同月25日）において、農産品・工業品の主要項目について意見の一致が確認された。その上で安倍総理とトランプ大統領は9月25日に首脳会談（ニューヨーク）を行い、日米貿易交渉について「日米貿易協定」及び「日米デジタル貿易協定」の最終合意を確認する「日米共同声明」¹⁵に署名した（表1を参照、共同声明をめぐる議論は、4.（2）、5.（1）、8.等で後述）。

表1 日米共同声明の概要（2019年9月25日）

<p>1 我々、安倍晋三内閣総理大臣とドナルド・J・トランプ大統領は、日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定に係る最終合意を確認し、歓迎する。我々は、今後、可能な限り速やかにこれらの協定の署名を行い、それぞれの国内手続きが完了した後、早期に発効させることを共に望む。</p> <p>2 日米貿易協定は、世界のGDPの約3割を占める日米両国の二国間貿易を、強力かつ安定的で互恵的な形で拡大するために、一定の農産品及び工業品の関税を撤廃又は削減する。日米デジタル貿易協定は、この分野における高い水準のルールを確立し、日米両国がデジタル貿易に関する世界的なルールづくりにおいて引き続き主導的な役割を果たすことを示している。</p> <p>3 こうした早期の成果が達成されたことから、日米両国は、日米貿易協定の発効後、4か月以内に協議を終える意図であり、また、その後、互恵的で公正かつ相互的な貿易を促進するため、関税や他の貿易上の制約、サービス貿易や投資に係る障壁、その他の課題についての交渉を開始する意図である。</p> <p>4 日米両国は、信頼関係に基づき、日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定を誠実に履行する。日米両国は、これらの協定が誠実に履行されている間、両協定及び本共同声明の精神に反する行動を取らない。また、日米両国は、他の関税関連問題の早期解決に努める。</p> <p>5 我々は、これらの成果を、日米関係の力強さの具体的な証左として歓迎する。</p>
--

このような経緯を経て、日米両国は10月7日に両協定の署名式（ワシントン）を行った。これを受け、日本政府は同月15日、両協定を第200回国会に提出した。

国会審議の冒頭、茂木外務大臣は日米貿易交渉を振り返り、「国益と国益がぶつかり合う非常に厳しい交渉であった」と言及しつつ、「日米の信頼関係、安倍総理とトランプ大統領の信頼関係をベースに交渉した結果、最終的な一致につながった」との評価を示した¹⁶。一方、この交渉に対しては、約5か月で最終合意に至ったことを拙速とする批判が示されたが、茂木外務大臣は「包括的・先進的TPP協定」¹⁷（CPTPP（いわゆる「TPP11」）、2018年12月発効）や日EU・EPA（2019年2月発効）の実現を背景に、「他国に劣後しない状況を早期に実現したいという米国の立場と農林水産品について過去の経済連携協定の内容が最大限とする日本の立場の中での一致点が今回の合意となった」と説明した¹⁸。

また、「日米物品貿易協定」ではなく「日米貿易協定」を作成した理由を問われた茂木外務大臣は、「日米の物品関税を対象にしたものであり、物品貿易に関する協定であることは

¹⁵ 外務省ウェブサイト<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000520820.pdf>>

¹⁶ 第200回国会衆議院予算委員会議録第1号29頁（令元.10.10）

¹⁷ 米国のTPP離脱後、同国以外のTPP署名11か国の間で策定されたEPAであり、一部の規定（例：生物製剤のデータ保護規定）を除きTPPの合意内容を踏襲している。2020年4月1日現在、メキシコ、日本、シンガポール、NZ、カナダ、豪州及びベトナムの7か国が締結している。

¹⁸ 第200回国会参議院外交防衛委員会、農林水産委員会、経済産業委員会連合審査会会議録第1号10頁（令元.11.28）

間違いない」と応じた¹⁹。加えて、同協定がF T A / E P Aに該当するのとも繰り返し質されたが、「これまで我が国が結んできた包括的なF T Aとは異なる」旨の従来と同様の認識を示すにとどまり、国際法的に確立した定義がないことを理由にそれ以上の説明は行わなかった²⁰。一方、日米デジタル貿易協定を作成した理由については、既述の2018年9月の共同声明の内容を踏まえ、「早期に結果が得られる分野ということで日米が先端を行くデジタル貿易のルール作りに合意した」と述べ²¹、併せて「物品関税の撤廃・削減を規定する日米貿易協定とは性格が異なることから別途の協定とした」ことも明らかにした²²。

3. 日米貿易協定の主な内容と国会審議の概要

日米貿易協定における物品（農林水産品及び工業品）の関税撤廃・削減に関する約束は、同協定の不可分の一部を成す附属書に品目別に定められている（第5条1、附属書I（日本側約束）及び附属書II（米国側約束））。以下、協定と国会審議のポイントを概説する。

（1）意義・経済効果

日本政府は、両国間の関税撤廃率（貿易額ベース）について、日本側が約84%、米国側が約92%と説明するとともに、表2のとおり、経済効果及び農林水産物の生産減少額等の試算結果を公表した。安倍総理は、日米貿易協定、T P P 11及び日E U・E P Aを合わせ、「世界経済の6割を占める巨大な自由貿易圏が誕生する」と述べた上で、世界に保護主義の動きが高まる中、「アジア、欧州、米国も含める形で、日本を中心として自由で開かれた公正なルールに基づく貿易圏を築き上げる意義は国際的に大変大きい」と強調した²³。

表2 経済効果及び農林水産物の生産減少額等の比較

	日米貿易協定 (2020年1月発効)	T P P (未発効)	T P P 11 (2018年12月発効)	日E U・E P A (2019年2月発効)
経済規模 (※1)	4.5億人 (6.1%) 25.5兆ドル (30.1%)	8.2億人 (11%) 28.8兆ドル (38.2%)	5億人 (6.7%) 11兆ドル (13%)	6.4億人 (8.5%) 23.7兆ドル (28%)
実質GDP (※2)	0.8% (約4兆円)	2.59% (約13.6兆円)	1.49% (約7.8兆円)	0.99% (約5.2兆円)
労働供給 (※2)	0.4% (約28万人)	1.25% (約79.5万人)	0.71% (約46万人)	0.45% (約29.2万人)
関税支払減少額 (※3)	212億円 (初年) 2,128億円 (最終年)	2,816億円 (初年) 4,996億円 (最終年)	1,865億円 (初年) 3,145億円 (最終年)	1,473億円 (初年) 2,808億円 (最終年)
関税収入減少額 (※3)	460億円 (初年度) 1,030億円 (最終年度)	960億円 (初年度) 2,070億円 (最終年度)	240億円 (初年度) 740億円 (最終年度)	750億円 (初年度) 1,320億円 (最終年度)
農林水産物の 生産減少額	約600~ 1,100億円 (※4)	約1,300~ 2,100億円	約900~ 1,500億円	約600~ 1,100億円

※1 経済規模（人口及びGDP）は2018年の統計値で、括弧内の数値は世界市場に占める割合を示している。

※2 実質GDP及び労働供給については、日米貿易協定は2018年度、T P Pは2014年度、T P P 11及び日E U・E P Aは2016年度のGDP及び就業者数でそれぞれ換算した数値である。

※3 関税支払・収入減少額は、近年の対象各国との貿易実績に基づき、日米貿易協定は2019年10月、T P Pは2015年12月、T P P 11及び日E U・E P Aは2018年2月にそれぞれ試算されている。なお、日米貿易協定の実質GDP、労働供給及び関税支払減少額（最終年）には、自動車及び自動車部品の関税撤廃による効果が含まれる。

※4 日米貿易協定とT P P 11を合わせた農林水産物の生産減少額は約1,200億円~2,000億円と試算されている。

（出所）内閣官房T P P等政府対策本部資料及び農林水産省資料に基づき筆者作成

¹⁹ 第200回国会衆議院外務委員会議録第6号8頁（令元. 11. 13）

²⁰ 第200回国会衆議院外務委員会議録第4号5頁（令元. 11. 6）

²¹ 第200回国会衆議院外務委員会、農林水産委員会、経済産業委員会連合審査会議録第1号4頁（令元. 11. 7）

²² 第200回国会参議院本会議録第5号6頁（令元. 11. 20）

²³ 第200回国会衆議院本会議録第4号6頁（令元. 10. 24）

なお、日米貿易協定の実質GDPの押し上げ効果(0.8%)は①貿易円滑化等の非関税障壁の緩和を図る規定がないこと、②複数国間ではなく二国間の協定であること等を理由にTPP(2.59%)とTPP11(1.49%)の効果の差分(1.1%)よりも低く試算されている²⁴。

(2) 農林水産品の合意内容

日本は米国から輸入する農林水産品に係る関税について、TPPで米国に約束した範囲内の水準で関税撤廃・削減等の譲許を行うことを約束した(TPPとの比較は表3を参照)。

表3 農林水産品の主な合意内容の比較

品目	日米貿易協定【米国→日本】	(参考) TPP【米国→日本】
米	関税削減・撤廃等の対象から除外	米国向け無税輸入枠を設定(発効当初5万t→13年目以降7万t)
牛肉	・関税削減はTPPと同内容 ・セーフガード設定(発効基準数量は2020年度24.2万t(2018年度輸入実績25.5万t)→2033年度以降29.3万t)	・関税(38.5%)を16年目に9%まで削減 ・セーフガード設定(発効基準数量(TPP参加国全体からの輸入量)は、発効当初59万t→16年目以降73.8万t)
豚肉	・関税削減・撤廃はTPPと同内容 ・セーフガード設定(発効基準数量は従価税部分は過去3年間の輸入量の最高値に一定割合を乗じた数量、従量税部分は米国とTPP11参加9か国からの輸入量の合計(2022年度9万t→2027年度以降15万t))	・従価税(4.3%)は10年目に撤廃、従量税(482円/kg)は10年目に50円/kgまで削減 ・セーフガード設定(発効基準数量は従価税部分は過去3年間の輸入量の最高値に一定割合を乗じた数量、従量税部分は米国と他の10か国からの輸入量の合計(発効当初9万t→10年目以降15万t))
小麦	・マークアップ(国内産小麦の生産振興対策等に割り当てる経費)はTPPと同内容 ・TPPと同内容の米国向け低関税輸入枠を設定(2019年度12万t→2024年度以降15万t)	・マークアップを9年目までに45%削減 ・米国向け低関税輸入枠を設定(発効当初11.4万t→7年目以降15万t)
乳製品	・脱脂粉乳及びバターの米国向け低関税輸入枠は設置しない ・チーズ、ホエイ等の関税削減・撤廃はTPPと同内容	・TPPワイドの低関税輸入枠を設定(脱脂粉乳:発効当初約2.1万t→6年目以降約2.4万t、バター:発効当初約4万t→6年目以降約4.6万t) ・ブルーチーズ:11年目までに関税(29.8%)を50%削減、ホエイ:21年目に関税撤廃等
砂糖	・砂糖の関税撤廃・削減はTPPと同内容 ・粗糖・精製糖のほか、加糖調製品や砂糖菓子(チョコレート菓子等)は譲許せず	・高糖度の精製用原料糖は関税撤廃・調整金削減 ・加糖調製品は品目ごとにTPP参加国向け輸入枠を設定(発効当初合計6.2万t→合計9.6万t(品目ごとに6年目~11年目以降))
酒類	ワインはTPPと同内容、清酒、焼酎等の蒸留酒その他の酒類は譲許せず	ワインは8年目に、清酒、焼酎は11年目にそれぞれ関税撤廃
林産品 水産品	全ての有税品目の関税を維持	・合板及び製材:16年目に関税撤廃 ・あじ、さば:12年目~16年目までに関税撤廃
品目	【日本→米国】	【日本→米国】
牛肉	現行の日本向け輸入枠(200t)と複数国向け輸入枠(64,805t)を合わせた65,005tの低関税輸入枠を設定(日本枠、複数国枠ともに4.4セント/kg(約5円程度、税率換算で約1%))	・15年目までに枠外税率(26.4%)を撤廃 ・現行の日本向け低関税輸入枠(200t)に代え、無税輸入枠を設定(発効当初3,000t→14年目以降6,250t)
酒類	TPPと同内容の非関税措置の緩和を約束	ワイン・蒸留酒の容量規制の改正(四合瓶、一升瓶等での輸出解禁)、日本産酒類10表示(日本酒、壱岐等)の地理的表示(GI)の保護等を約束

(出所) 内閣官房TPP等政府対策本部資料及び農林水産省資料に基づき筆者作成

日本は、TPPで米国向けの無税輸入枠を設定することとしていた米について、米粒(粳、精米等)・米調製品を含む全ての品目を関税撤廃・削減の対象から除外することとした。同様に、TPPワイド枠(米国を含むTPP締約国全てが利用可能な低関税輸入枠)を設定

²⁴ 第200回国会参議院外交防衛委員会会議録第5号10頁(令元.11.21)

することとしていた脱脂粉乳・バターなど 33 品目についても新たな米国枠の設定を見送ることとした。さらに、T P P で一定の譲許を約束していた林産品・水産品は全ての品目の現行関税等を維持するなど T P P を下回る合意にとどめた品目も含まれた。他方、米国への輸出については、牛肉について現行 200 トンの日本枠と併せた 65,005 トンの複数国枠の低関税輸入枠の設定、日本の輸出関心が高い農産品 42 品目（醤油、長芋、盆栽等）の関税撤廃・削減等を実現したほか、日本産酒類に係る非関税措置の緩和も実現した。

こうした合意内容を踏まえ、安倍総理は、「過去の経済連携協定で約束したものが最大限であるとした昨年 9 月の共同声明に沿った結論が得られた」と強調した²⁵。この点について全国農業協同組合中央会から同様の評価が示されるとともに、特に米が除外されたことを受け、「生産現場は安心できる」との認識が示された²⁶。しかし、全国知事会からは、地方の基幹産業である農林水産等に及ぼす影響に対する懸念が示された²⁷。

一方、日本は関税撤廃・削減等を約束した品目については、協定の発効時から、T P P 11 締約国に対する現在（発効 2 年度目）の関税率と同じ税率を適用すること、すなわち米国に T P P 11 と同じ利益を即座に認めることを約束した。これを受け、この合意自体が 2018 年 9 月の共同声明に反するとの指摘が見られたが、安倍総理は、「T P P でも当初の発効に遅れて締約国となった原署名国に対し、締結時点で当初の締約国と同じ関税率を適用できることとしている」と応じ、共同声明には反しないと主張した²⁸。また、国会審議においては、政府が示した既述の日本の農林水産物の生産減少額（約 600 億円～1,100 億円）の算出方法等をめぐり、政府試算の妥当性について議論が行われた（4.（1）で後述）。さらに、日本側の附属書に設けられた米国産農林水産品についての将来の再協議規定（附属書 I 第 B 節第 1 款 5）の解釈等についても質疑が重ねられた（4.（2）で後述）。

なお、特に米国が T P P 以上の市場開放を求めていた牛肉については、T P P と同内容の関税削減を約束しつつ、輸入量が一定量を超えた場合に関税を引き上げるセーフガード（以下「S G」という。）を設定することを約束した。牛肉の合意に関して江藤農林水産大臣は、①2020 年度の発動基準数量（24.2 万トン）を 2018 年度の対米輸入実績（25.5 万トン）よりも低い水準に抑制したこと、②既述の 24.2 万トンと 2018 年度の T P P 11 発効国からの輸入実績（36.4 万トン）との合計（60.6 万トン）が T P P の発動基準水準（61.4 万トン）よりも 8,000 トン少ないことを挙げ、「T P P の範囲内とすることができた」との認識を示した²⁹。ただし、同協定の牛肉 S G に対しては、発動された場合に発動水準を一層高いものに調整するために協議を開始することが交換公文³⁰において約束されたことを受け、

²⁵ 第 200 回国会参議院予算委員会会議録第 1 号 22 頁（令元. 10. 15）

²⁶ 全国農業協同組合中央会ウェブサイト「日米貿易交渉の合意にあたっての全中会長談話」（2019. 9. 26）〈<https://org.ja-group.jp/message/wp/wp-content/uploads/2019/09/up20190926025926043.pdf>〉

²⁷ 全国知事会ウェブサイト「日米貿易協定に係る緊急提言」（2019. 10. 9）〈http://www.nga.gr.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/2/20191010-04_shiryou01.pdf〉

²⁸ 第 200 回国会参議院本会議録第 5 号 6 頁（令元. 11. 20）

²⁹ 第 200 回国会衆議院本会議録第 4 号 5 頁（令元. 10. 24）

³⁰ 「牛肉、豚肉、ホエイのたんぱく質濃縮物、ホエイ粉及びオレンジ（生鮮のものに限る。）についての農産品セーフガード措置の運用に関する日本国政府とアメリカ合衆国との間の交換公文」。この交換公文を含め、日米貿易協定に関連し 6 つの交換公文が作成されたが、いずれも日本においては国会承認の対象とならない国際約束である「行政取極」に位置付けられている。

SGの実効性を低下させるとの懸念が示された(4.(3)で後述)。併せて、TPP11 参加国と同内容の関税削減を約束したことを踏まえ、米国からの輸入量を含む形で設定しているTPP11の牛肉SGの発動基準数量を見直す必要性も指摘された(4.(4)で後述)。

(3) 工業品の合意内容

日本は、米国に輸出する工業品に係る関税について、日本企業の輸出関心が高く、また、日米間の貿易量が多い品目³¹を中心に、即時関税撤廃を含む早期の関税撤廃・削減を実現した³²。一方、TPPで関税撤廃³³を確保していた自動車・自動車部品については、米国側の附属書に「関税の撤廃に関して更に交渉する」ことを明記した(附属書II 一般的注釈7)。

国会において安倍総理は自動車・同部品の合意について、「単なる交渉の継続ではなく、更なる交渉による関税撤廃を明記した」と強調したが³⁴、具体的な関税撤廃の期限等が定められていないことを受け、政府の説明に対して懐疑的な見方が示された(5.(1)で後述)。加えて、対米輸出総額の38.4%(2018年度財務省貿易統計)を占める自動車・同部品の関税撤廃時期が不明確であることをめぐり、これらの関税撤廃を見込んだ上で算出した既述の米国側の関税撤廃率や経済効果分析等に対して批判が示されたほか(5.(2)で後述)、WTO協定との整合性を疑問視する指摘も見られた(5.(3)で後述)。

他方、米国が検討を進める232条に基づく自動車・同部品に対する追加関税について、安倍総理は、2019年9月の共同声明の「協定が誠実に履行されている間は、両協定及び本共同声明の精神に反する行動を取らない」旨の内容を踏まえ(表1の4の項目を参照)、「日本の自動車・自動車部品に対して232条に基づく追加関税は課されない」と強調した³⁵。併せて、茂木外務大臣は、追加関税と同様に懸念されていた自動車・同部品の数量規制や輸出自主規制等の措置についても、「数量規制のような管理貿易的措置は求めない旨米国に確認をとっている」と説明した³⁶。追加関税及び数量規制等の発動回避の約束は日米貿易協定に基づくものではないが、国会審議では、日本経済・企業の経済活動等に及ぼす影響の大きさを踏まえ、これらの約束の実効性を確認する質疑が重ねられた(5.(4)で後述)。

なお、上記の合意内容に対し、例えば日本自動車工業会から、「自動車分野における日米間の自由で公正な貿易環境が維持・強化される」との評価とともに、自動車・同部品の関税撤廃の実現に向け、「日米自動車産業の持続的な発展と国際競争力の更なる向上に資する成果を得られるよう」努力を求める旨の見解が示された³⁷。また、経済同友会からは、「双方の産業競争力強化に資する互恵的な内容となった」と評価する旨の評価が示された³⁸。

³¹ 例えば、①日本の技術力を体現する高性能の工作機械・同部品(マシニングセンタ、工具等)、②日本企業による米国現地事業が必要とする関連資機材(エアコン部品、鉄道部品等)、③今後市場規模の拡大が期待される先端技術品目(3Dプリンタ、燃料電池等)、④米国消費者のニーズが高い品目(楽器、眼鏡等)。

³² 他方、日本は、米国から輸入する全ての有税工業品について現行関税等を維持することで合意した。

³³ 自動車の関税(2.5%)は25年目に撤廃、自動車部品は87.4%の品目の関税(約2~8%)を即時撤廃等。

³⁴ 第200回国会衆議院本会議録第4号4頁(令元.10.24)

³⁵ 第200回国会参議院本会議録第5号13頁(令元.11.20)

³⁶ 第200回国会衆議院本会議録第4号7頁(令元.10.24)

³⁷ 日本自動車工業会ウェブサイト「会長コメント 日米貿易協定の最終合意について」(2019.9.26) <http://release.jama.or.jp/sys/comment/detail.pl?item_id=579>

³⁸ 経済同友会ウェブサイト「代表幹事の発言 日米貿易交渉の最終合意について」(2019.9.26) <<https://www.>>

4. 農林水産品の合意に関する主な議論

以下、上記3. (2) で言及した農林水産品の合意内容をめぐる主な議論を紹介する。

(1) 農林水産物の生産額への影響試算の妥当性

政府は、日米貿易協定による農林水産物の生産減少額（約 600 億円～1,100 億円）と同協定と T P P 11 を合わせた農林水産物の生産減少額（約 1,200 億円～2,000 億円）の試算結果をそれぞれ公表した。こうした影響を見据え、安倍総理は、万全の対策を講じていくため、年末に向け、「総合的な T P P 等関連政策大綱」³⁹を改訂するとの方針を示した⁴⁰。

生産減少額の算出方法について問われた政府は、「早期に情報を提供する視点から、これまでの協定で行ってきた算出方法に直近の生産額や単価を当てはめ、機械的に算出した」と説明した⁴¹。一方、生産量への影響については、「国内対策を実施することにより国内の生産量は維持される」としたが、そのための国内対策・予算には今後国会に諮られるものが含まれていることを明らかにした⁴²。また、日米貿易協定と T P P 11 を合わせた試算を公表した理由を質された江藤農林水産大臣は「日米の交渉内容と（T P P）11 を足したときに T P P 12 を超えるか超えないかが国会の議論の中心であった」ことを踏まえて試算を行ったと述べた⁴³。しかし、この試算の公表を受け、日 E U ・ E P A を始めとする日本が締結済みの全ての E P A による影響を考慮した試算も公表すべきとの指摘がなされたが、茂木外務大臣は、「全部のケースを想定して試算を出すのは難しい」と応じるにとどまった⁴⁴。

(2) 米国産農産品についての将来の再協議規定の解釈

日米貿易協定の日本側の附属書には、米国産農産品の関税撤廃・削減等に関する将来の再協議規定として、「米国が将来の交渉において、農産品に関する特恵的な待遇を追求することが明記された（附属書 I 第 B 節第 1 款 5）。

この規定の「追求する」という文言をめぐり、その解釈が問われたが、安倍総理は、「特恵的な待遇を追求するという意図が米国にあることを単に記載したにすぎない」との見解を示した⁴⁵。また、茂木外務大臣も「日本について具体的な行動を取ることを義務付けた規定ではなく、交渉することを義務付けた規定でもない」との認識を示した⁴⁶。しかし、この規定を通じ、協定発効後の協議及びその後の交渉において（表 1 の 3 の項目を参照、8. で

doyukai.or.jp/chairmansmsg/comment/2019/190926_1453.html

³⁹ 2017 年 11 月 24 日 T P P 等総合対策本部決定。政府は、日米貿易協定の国会承認後の 2019 年 12 月 5 日、同協定、T P P 11、日 E U ・ E P A 等の効果を最大限に活かすため、同大綱の改訂を決定・公表した。

⁴⁰ 第 200 回国会衆議院本会議録第 4 号 8 頁（令元. 10. 24）

⁴¹ 第 200 回国会衆議院外務委員会議録第 4 号 9 頁（令元. 11. 6）

⁴² 第 200 回国会衆議院外務委員会議録第 4 号 8～9 頁（令元. 11. 6）。なお、第 201 回国会（常会）において、2020 年 3 月 27 日、国内産業の競争力強化、輸出促進・海外進出支援等を内容とする「総合的な T P P 等関連政策大綱」を実現するための予算（約 549 億円）を含む「令和 2 年度当初予算」が可決・成立した。

⁴³ 第 200 回国会参議院外交防衛委員会、農林水産委員会、経済産業委員会連合審査会会議録第 1 号 3～4 頁（令元. 11. 28）

⁴⁴ 第 200 回国会衆議院外務委員会議録第 4 号 12 頁（令元. 11. 6）

⁴⁵ 併せて、安倍総理は、農産品の再協議という趣旨で「追求する」という内容の規定が日本の締結済みの E P A に設けられたことがない旨も明らかにした（第 200 回国会参議院本会議録第 5 号 14 頁（令元. 11. 20））。

⁴⁶ 第 200 回国会参議院外交防衛委員会、農林水産委員会、経済産業委員会連合審査会会議録第 1 号 5 頁（令元. 11. 28）

詳述)、米国から農産品関税の更なる譲歩を求められるとの懸念が示されたが、茂木外務大臣は、「関税に関する事項については、更なる交渉による関税撤廃を明記した自動車・自動車部品を想定しており、農業を含め、それ以外の部分は想定していない」と説明した⁴⁷。

(3) 日米貿易協定の牛肉SGの実効性と見直し規定の効力

日米貿易協定の2020年度の牛肉SGの発動基準数量(24.2万トン)は、直近の対米輸入実績(2018年度25.5万トン)を下回る水準で設定された(表4を参照)。この水準について政府は、直近の実績よりも割増でセットすることが通常である中、国内の懸念を米国に丁寧に説明した結果、直近の実績を下回る水準で合意することができたと成果を強調した⁴⁸。また、米国に厳しいSGをかけることが結果として、「TPP全体も含めて我が国の国産牛肉への影響を最小限に抑えられる」との判断があったことも明らかにした⁴⁹。

一方、発動された場合に発動水準を一層高いものに調整するために協議を開始することが約束されたことに対し、一度でもSGが発動されれば発動基準数量が引き上げられる仕組みとなっている等の指摘が行われたが、茂木外務大臣は、「協議の結果、具体的な数字がどうなるか、また結論が出るかを予断するものではない」と応じた⁵⁰。また、見直しに向けた手続が具体的に規定(10日以内に協議開始、90日以内に協議終了等)されていることに対する懸念も示されたが、江藤農林水産大臣は、「必ず結論を得なければならないという義務を負っているとは理解していない」との認識を示し、協議の状況によっては90日を超えても合意に至らないことも起こり得る旨説明した⁵¹。その上で、安倍総理は、協議を行う場合について、「国内の畜産業者の視点に立って、その効果が確保されるよう協議することは当然であり、国益に反するような合意を行うつもりはない」と強調した⁵²。

(4) TPP11の牛肉SGの発動基準数量の修正の見通し

TPP11の牛肉SGの発動基準数量は、米国からの輸入量を含めた水準で設定されている⁵³。すなわち、日本は、豪州、NZ、カナダ等の主要な牛肉輸入国を含むTPP11参加国に対し牛肉SGを発動しにくい状況となっている。こうした状況の中で、日本は米国に対してTPP11参加国と同内容の待遇を約束したが、日米貿易協定においては、国内畜産業への影響を懸念する日本側の事情を考慮する形で、2023年度以降、TPP11の牛肉SGの発動基準数量が修正されていけば、米国とTPP11参加国からの輸入を含むTPP全体の発動基準数量に移行する方向で協議⁵⁴すること等が約束されている(表4を参照)。

⁴⁷ 第200回国会衆議院予算委員会議録第2号29頁(令元.10.11)

⁴⁸ 第200回国会衆議院外務委員会議録第5号3頁(令元.11.8)

⁴⁹ 第200回国会衆議院外務委員会議録第2号29頁(令元.10.23)

⁵⁰ 第200回国会衆議院外務委員会議録第6号18~19頁(令元.11.13)

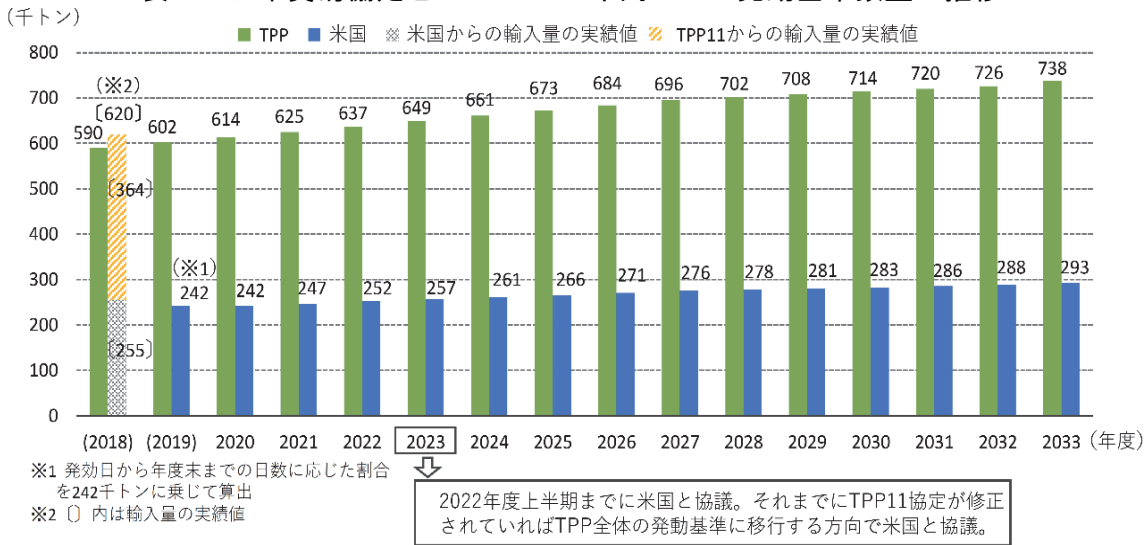
⁵¹ 第200回国会衆議院農林水産委員会議録第2号23頁(令元.10.24)

⁵² 第200回国会参議院本会議録第5号14頁(令元.11.20)

⁵³ 米国のTPP離脱に伴い、TPP11の牛肉SG発動基準数量を同国からの輸入量を除く水準に設定し直すべきであったとの指摘も見られたが、政府は、交渉当時11か国の間で米国のTPP復帰が期待されていたことの結果として修正を行わなかった旨述べた(第200回国会衆議院外務委員会議録第2号28頁(令元.10.23))。

⁵⁴ 具体的には、日米貿易協定の発効後4年目の前半の終わりまでに牛肉SGの5年目及びその後の各年における適用の条件を修正するために協議すること等が規定された(附属書I第B節第4款9(c)等)。

表4 日米貿易協定とTPP11の牛肉SGの発動基準数量の推移



(出所) 農林水産省資料

この約束を踏まえ、TPP11の牛肉SGの見直しをどのように実現していくのかと質された西村経済再生担当大臣は、「いずれかの時点でTPP関係国と協議を開始する必要があると考えている」と述べつつも、①TPP11が発効して間もないこと、②日米貿易協定の発効後の実際の輸入状況等を見極める必要があること等を踏まえながら、「適切なタイミングで関係国と相談を行っていく」との姿勢を示した⁵⁵。なお、TPP11参加国に対し、TPP11の第6条⁵⁶に基づく見直しを求める考えを問われた政府は、「現時点で日本として米国がTPPに戻らないことが確実にされたとは認識していない」と応じ、「第6条の協議ではない協議、相談を行いたいと考えている」との立場を示した⁵⁷。

5. 自動車及び自動車部品の合意に関する主な議論

以下、上記3.(3)で言及した自動車・同部品の合意内容をめぐる主な議論を紹介する。

(1) 関税撤廃が前提であることの根拠

自動車及び自動車部品については、米国側の附属書に「関税の撤廃に関して更に交渉する」ことが明記されたが、具体的な関税撤廃の時期等は定められなかった。自動車・同部品の関税撤廃を見送った理由を質された茂木外務大臣は、自動車・同部品の電動化、自動走行技術の進展等による部品構成やその重要度の変化を見極めながら、引き続き協議を行っていくことが適切と判断した旨説明した⁵⁸。ただし、自動車・同部品については、「今

⁵⁵ 第200回国会参議院予算委員会会議録第3号19頁(令元.11.8)

⁵⁶ TPPの効力発生が差し迫っている場合又はその見込みがない場合に、いずれかの締約国の要請に応じ、TPP11の運用を見直すことが定められており、協定見直しの根拠条文の一つに位置付けられる。なお、政府はTPP11の国会審議の際、TPP11の牛肉SG発動基準数量が同条に基づく見直しの対象であること等について「各国の理解を得ている」と答弁してきた(第196回国会参議院本会議録第24号5頁(平30.6.1))。

⁵⁷ 第200回国会参議院外交防衛委員会会議録第5号6頁(令元.11.21)

⁵⁸ 第200回国会参議院本会議録第5号7頁(令元.11.20)

後、関税撤廃がなされることを前提に、市場アクセスの改善策として関税の撤廃時期や原産地規則等について交渉が行われることになる」と答弁した⁵⁹。

こうした政府の説明を受け、関税撤廃が前提であることの根拠が多数問われたが、茂木外務大臣は、日米貿易協定の①「第5条1」及び②「附属書Ⅱ一般的注釈7」の規定を挙げ（表5を参照）、同協定が①に市場アクセスの改善を行う両締約国の義務を定めた上で、②に市場アクセスの具体的な改善方法を規定する仕組みとなっていることに言及し、「関税撤廃が前提となった交渉が行われることになる」との説明を繰り返した⁶⁰。一方、②の規定の解釈⁶¹をめぐる（表5の波線部分を参照）、関税撤廃が前提であるとは読めない、都合の良い解釈である等の指摘も行われたが、茂木外務大臣は、「関税撤廃を前提として、その時期がいつになるかについて今後協議をする、これが正しい英語の読み方である」との見解を示した⁶²。併せて、「with respect to」の後に、「the elimination of customs duties」と記されていることを挙げ、「明確に関税撤廃が前提になっている」との説明も行った⁶³。

表5 自動車及び自動車部品の合意に関する条文

<p>①第5条1</p> <p>各締約国は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、世界貿易機関設立協定に基づく自国の現行の約束に加え、附属書Ⅰ又は附属書Ⅱの規定に従って、市場アクセスを改善する。</p> <p>②附属書Ⅱ一般的注釈7</p> <p>・英文：<u>Customs duties on automobile and auto parts will be subject to further negotiations with respect to the elimination of customs duties.</u></p> <p>・和訳（説明書）：自動車及び自動車部品の関税については、関税の撤廃に関して更に交渉する。</p>

（注）下線は筆者

また、協定発効後の協議及びその後の交渉の行方にも注目が集まったが（表1の3の項目を参照、8.で詳述）、茂木外務大臣は、「更なる交渉による関税撤廃で合意している自動車、自動車部品は交渉の対象になる」と説明した上で、交渉の結果、TPPよりも「関税撤廃までの期間が短縮されることもあり得る」との期待を示した⁶⁴。さらに政府は、「米国が自動車・自動車部品の関税を撤廃しないことは想定されない」との答弁も行った⁶⁵。

（2）関税撤廃率及び経済効果分析等の妥当性

上記のとおり、自動車・自動車部品の関税撤廃の期限等が定められなかったことを踏まえ、これらの関税撤廃による効果分を含む政府公表の米国側の関税撤廃率（約92%）及び

⁵⁹ 第200回国会衆議院本会議録第4号10頁（令元.10.24）

⁶⁰ 第200回国会衆議院外務委員会議録第4号3頁（令元.11.6）等

⁶¹ 日本政府は附属書Ⅱの和訳（全文）を作成していない。ただし、協定の概要を記した「説明書」に附属書Ⅱの主な内容の和訳を記載しており、その中で「一般的注釈7」を和訳している。なお、これまで日本が締結済みのEPAも同様の取扱いを行っている（第200回国会衆議院予算委員会議録第2号28頁（令元.10.11））。

⁶² 第200回国会衆議院予算委員会議録第2号28頁（令元.10.11）

⁶³ 第200回国会参議院外交防衛委員会、農林水産委員会、経済産業委員会連合審査会会議録第1号15頁（令元.11.28）

⁶⁴ 第200回国会参議院本会議録第5号3頁（令元.11.20）

⁶⁵ 第200回国会参議院外交防衛委員会会議録第6号7頁（令元.11.26）

経済効果分析（実質GDP：0.8%（約4兆円）増、労働供給：0.4%（約28万人）増、関税支払減少額（最終年）：2,128億円）が恣意的なものであるとして、その効果分を除く数値の公表が求められた。しかし、安倍総理は、関税撤廃が前提となっている自動車・同部品による効果を関税撤廃率等に加えることに問題があるとは考えていない旨述べるとともに、「自動車・同部品を除いた数字を発表することは、関税撤廃が前提となっている今回の交渉結果に反するものであり、具体的な撤廃時期等に係る今後の交渉にも悪影響を与えかねない」との認識を示し、これらの数値の公表を拒否した⁶⁶。なお、日本が締結済みのEPAにおいて関税撤廃の時期が未確定の品目を関税撤廃率等に換算したことの有無も問われたが、政府は今回と同様の例がない旨の説明を行った⁶⁷。

（3）WTO協定との整合性

WTOは多角的貿易体制を維持する観点から、加盟国に対してFTA/EPAの締結に際し、WTO協定との整合性を確保することを求めている。すなわち、「関税及び貿易に関する一般協定」（GATT）第24条は、「域内の実質上の全ての貿易について関税その他の制限的通商規則を廃止する」旨（同条8（b））等の一定の基準を満たすFTA/EPAについては、基本原則である最恵国待遇（第三国に与える待遇よりも不利でない待遇を与えること）の例外として締結を許容している。なお、ここに言う「実質上の全ての貿易」について政府は、「具体的な判断基準は確立されていない」と言及しつつ、「我が国としては、貿易額の概ね9割の関税撤廃を一つの目安としている」との立場を示してきた⁶⁸。

しかし、対米輸出総額の約4割を占める自動車・自動車部品の関税撤廃期間が不明確であることを受け、日米貿易協定はこれまで維持してきた既述の概ね9割の関税撤廃率を満たしておらず、WTO協定との整合性を確保できていないのではないかの懸念が示された。安倍総理は自動車・同部品の関税撤廃を関税撤廃率に含めることについて、「関税撤廃が前提となっている以上、関税撤廃率の換算に加えることに問題があるとは考えていない」と述べ、日米貿易協定はWTO協定と「整合的である」との立場を示した⁶⁹。なお、この点に関しては、WTOがFTA/EPAを締結する際の過渡的な形態として許容する「中間協定」⁷⁰に日米貿易協定が位置付けられるのかも問われたが、政府は、「中間協定という概念を引用することなく整合性は確保されている」との見解を示した⁷¹。

⁶⁶ 第200回国会衆議院本会議録第3号7～8頁（令元.10.8）

⁶⁷ 具体的には、協定の発効後一定期間を経た後に特定の品目につき再協議を行うことを定めたものはあったが、「いずれも将来の関税撤廃を前提としたものではない」ことから、関税撤廃率に含めていないと整理しているのに対し、日米貿易協定の自動車・同部品の合意については、「関税撤廃が前提である」ことから、関税撤廃率に加えている旨説明した（第200回国会参議院外交防衛委員会会議録第5号14頁（令元.11.21））

⁶⁸ 第200回国会衆議院農林水産委員会会議録第2号19～20頁（令元.10.24）

⁶⁹ 第200回国会衆議院本会議録第4号4頁（令元.10.24）

⁷⁰ WTO協定との整合性を即座に確保するのが難しい場合の例外として認められている形態であり、主な条件には、原則10年以内に関税等を撤廃すること等がある（GATT第24条5（c）及びその解釈了解）。ただし、国際経済法学者の間では、日米貿易協定のWTO整合性を判断する際、同協定を「中間協定」に位置付け得るかという点を一つの判断指標として用いる場合が散見され、政府の立場が注目された（川瀬剛志「日米貿易協定はWTO協定違反か？」『RIETI Special Report』（2019.10.11）、福永有夏「日本とWTO識者に聞く（下）日米貿易協定と自由化ルール「できるところから」重要」『日本経済新聞』（2019.10.25））。

⁷¹ 第200回国会衆議院外務委員会会議録第4号13頁（令元.11.6）

(4) 追加関税及び数量規制等の発動回避の約束の実効性

既述のとおり、政府は232条に基づく自動車・自動車部品に対する追加関税の発動回避の根拠として、2019年9月の共同声明の「日米両国は、これらの協定が誠実に履行されている間、両協定及び本共同声明の精神に反する行動を取らない」との約束を挙げた（表1の4の項目を参照）。安倍総理は当該内容が「日本の自動車・自動車部品に対して米国通商拡大法232条に基づく追加関税を課さないことを意味することについて、直接トランプ大統領に明確に確認した」と明言した⁷²。しかし、日米貿易交渉の最終合意後、ライトハイザー通商代表が「現時点で日本車に追加関税を課す意図はない」と述べるなど⁷³、米国側から将来的に追加関税等を発動する可能性があるとも受け取れる姿勢が示された。これを受け、追加関税回避の確約が得られていないとの指摘がなされたが、茂木外務大臣は、同盟関係にある日米首脳間の合意で極めて重く当然守られると考えている旨の見解を示した⁷⁴。この点、日米貿易協定の安全保障上の例外規定⁷⁵が追加関税の発動根拠となり得るとの見方も示されたが、政府は「232条に基づく貿易制限的措置を容認したものではない」と応じた⁷⁶。さらに、追加関税を発動しない旨を文書に明記して約束を取り付けるべきだったとの指摘もなされたが、政府は232条に基づく追加関税の問題は関税交渉で扱う性格のものではないと判断し、共同声明に基づき問題の解決を図ることとした旨説明した⁷⁷。

他方、追加関税と同様に懸念されていた自動車・同部品に対する数量規制等の措置については、茂木外務大臣とライトハイザー通商代表による閣僚会談（2019年9月23日等）の際に措置の発動を回避することが確認された。この約束に対し、口約束に過ぎない、実効性に欠ける約束である等といった批判が示されたが、茂木外務大臣は、米国が数量規制等の措置を課さないことについてライトハイザー通商代表に直接確認し、併せてその旨の対外的な発表の了解も得た上での約束である旨強調した⁷⁸。加えて、数量規制を許容する規定を盛り込んでいるUSMCAや新KORUSとは異なり、日米貿易協定にはそのような規定が設けられていないこと等も根拠として、米国は日本の自動車・同部品に数量規制を発動することができないとの見解を示した⁷⁹。しかし、当該約束の内容を日米首脳間においても確認しているのかとの質問に対しては、通常の貿易交渉に関わる問題であり、交渉担

⁷² 併せて、「両協定及び本共同声明に反する行動を取らない」との意味について、当該共同声明に明記された協定の目的（表1の2の項目を参照）に信義則上反する行動をとらないことである旨説明した（第200回国会衆議院本会議録第4号4頁（令元.10.24））。

⁷³ “Trump Announces a Trade Pact With Japan,” the New York Times news, September 25, 2019.

⁷⁴ 第200回国会参議院外交防衛委員会会議録第6号5頁（令元.11.26）

⁷⁵ 日米貿易協定のいかなる規定も、締約国に対し、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置を適用することを妨げることを定めるものと解してはならない旨定めている（第4条（b））。

⁷⁶ ただし、当該規定と共同声明の優先関係については、「日米貿易協定と日米共同声明は性質の異なる文書であり、いずれかが優先するというような関係にあるものではない」と言及するにとどまった（第200回国会参議院外交防衛委員会会議録第6号17頁（令元.11.26））。

⁷⁷ 第200回国会参議院外交防衛委員会会議録第6号5頁（令元.11.26）。なお、232条をめぐっては、米国が日本からの鉄鋼及びアルミニウムの輸入品に課している追加関税の問題についても議論が行われた。茂木外務大臣は、当該問題の解決を念頭に、「日米両国は、他の関税関連問題の早期解決に努める」ことを共同声明に明記したと説明し（表1の4の項目を参照）、その上で、関連業界の意向等を踏まえながら米国と協議を続けていくとの意向を示した（第200回国会衆議院外務委員会会議録第2号21～22頁（令元.10.23））。

⁷⁸ 第200回国会衆議院外務委員会会議録第2号22～23頁（令元.10.23）

⁷⁹ 第200回国会参議院外交防衛委員会会議録第6号6頁（令元.11.26）

当責任者である閣僚間で合意したと述べるにとどまり、明確な答弁を行わなかった⁸⁰。

なお、国会審議を通じ、自動車・同部品に対する追加関税や数量規制等の発動回避の約束を裏付ける日米首脳・閣僚会談の議事録の公表が繰り返し求められたが、茂木外務大臣は、「外交上の配慮で慎重な対応が必要である」との立場を示し⁸¹、議事録の公表を拒んだ。

6. 日米デジタル貿易協定の主な内容と国会審議の概要

日米デジタル貿易協定には、日米間における円滑で信頼性の高い自由なデジタル貿易を促進する観点から、TPPの「電子商取引章」と同等以上の水準の規定が定められた⁸²。

具体的には、デジタルデータの自由な流通を促進するための規定として、①電子的送信に対する関税の不賦課（第7条）、②デジタル・プロダクト（コンピュータ・プログラム、文字列等）の無差別待遇（第8条）、③情報の電子的手段による国境を越える移転の制限の禁止（第11条）、④コンピュータ関連設備（金融サービスを含む）の自国内での利用・設置（いわゆる「データ・ローライゼーション」）要求の禁止（第12条及び第13条）⁸³等が定められた。また、デジタルデータの適切な保護を確保するための規定として、①ソフトウェアのソース・コード（コンピュータ言語による文字列）及びアルゴリズム（問題を解決するための計算手順）の開示要求の禁止（第17条）、②ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等のコンピュータを利用した双方向サービスの提供者等の民事上の責任の制限（第18条）、③暗号を使用する情報通信技術（ICT）製品に関する暗号情報の開示要求及び特定の暗号の使用要求の禁止（第21条）等が定められた。

こうしたルールのうち、第18条はTPPに定められていない規定であり、第13条、第17条及び第21条には、デジタル貿易の進展状況を反映し、TPPの規定よりも強化された内容が盛り込まれた⁸⁴。ただし、第18条に関しては、日本の国内実施法である「プロバイダ責任制限法」⁸⁵との間に相違点があることを踏まえ、日本のプロバイダ責任制限法が同条に反せず、日本が同法を変更する必要がない旨を確認する交換公文⁸⁶が作成された。

国会では、第18条の適用関係やプロバイダ責任制限法の改正の要否について議論が行われたほか（7.（1）で後述）、TPPと同等以上のルールを定める日米貿易協定がデジタルデータの扱いをめぐる国内的取組や議論に及ぼす影響も問われた（7.（2）で後述）。

なお、日米デジタル貿易協定に対しては、例えば日本経済団体連合会から日本がWTO

⁸⁰ 第200回国会参議院外交防衛委員会会議録第6号6頁（令元. 11. 26）

⁸¹ 第200回国会衆議院外務委員会会議録第5号5頁（令元. 11. 8）

⁸² 日本の締結済みのEPAでは従来「電子商取引」と呼称してきたが、今回はより新しくかつ広い概念を意味する「デジタル貿易」と呼称している（第200回国会参議院外交防衛委員会会議録第6号9頁（令元. 11. 26））。

⁸³ ただし、金融サービスについては、金融規制当局による規制や監督のためのアクセスが認められる限りにおいて、データ・ローライゼーション要求が禁止される（第13条2）。

⁸⁴ 具体的には、第13条の金融サービスにおけるデータ・ローライゼーションの要求禁止はTPPには含まれていない。また、政府は第17条のアルゴリズムについて、TPP交渉以後にその開示要求を禁止する必要性が認識された新たな要素である旨説明し、第21条については、TPPでは「貿易の技術的障害」（いわゆる「TBT章」）に規定していたものをデジタル貿易のルールとして反映させた点においてTPPよりも内容が強化されている旨説明した（第200回国会参議院外交防衛委員会会議録第5号8頁（令元. 11. 21））。

⁸⁵ 正式名称は「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」。なお、第18条は、米国の国内実施法である「通信品位法」第230条と概ね同様の規定ぶりとなっている。

⁸⁶ 「デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に関連して作成された二国間の交換公文」

やG20 の場で主導する「電子商取引に関する議論を含む国際的なルールづくりに寄与する」との期待が示された⁸⁷。しかし、各国の立場の違いを背景にデジタルデータの流通又は保護の在り方をめぐるWTO等の議論の先行きは不透明な状況にある。こうした中、国際的なルール作りの進展に向けた日本の役割等についても質疑が行われた（7.（3）で後述）。

7. 日米デジタル貿易協定をめぐる主な議論

（1）第18条と日本のプロバイダ責任制限法との関係

日米デジタル貿易協定の第18条は、SNS等の双方向コンピュータサービス提供者等の免責に係るルールとして、情報流通等に関連する損害の責任を決定するに当たり、SNS等のサービス提供者等を情報の発信主体として取り扱う措置を採用・維持してはならないことを定めている。すなわち、同条には、SNS等がデジタル貿易の増進に不可欠であるとの重要性に鑑み、例えば、SNS上に他人の名誉を毀損するような書き込みが行われた際に、SNS等のサービス提供者等が当該書き込みを削除した場合又は削除しなかった場合における民事上の責任をそれぞれ一定の限度で制限する旨が規定されている⁸⁸。

この規定について政府は、SNS等の活用が急増している現状下、被害者の権利保護とインターネット上の自由な情報流通のバランスをどのように確保するかというルールを日米間で確立し、世界に示すことに意義がある旨説明した⁸⁹。ただし、米国の「通信品位法」第230条と概ね同様の内容を定める第18条と日本のプロバイダ責任制限法の規定との間には相違点が存在する（表6を参照）。

表6 第18条とプロバイダ責任制限法（第3条）の主な相違点（抜粋）

日米デジタル貿易協定・第18条	プロバイダ責任制限法・第3条
1 省略	1 特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者は（以下この項において「関係役務提供者」という。）これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であって、 <u>次の各号のいずれかに該当するときになければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。</u>
2 ……いずれの締約国も、コンピュータを利用した双方向サービスによって保存され、処理され、送信され、流通し、又は利用可能なものとされる情報に関連する損害についての責任を決定するに当たり、当該コンピュータを利用した双方向サービスの提供者又は利用者を情報コンテンツ・プロバイダとして取り扱う措置を採用し、又は維持してはならない。ただし、当該提供者又は利用者が当該情報の全部又は一部を作成した場合を除く。（注）	一 当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって <u>他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。</u> 二 当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって <u>他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足る相当の理由があるとき。</u>
注 締約国は、自国の法令を通じて又は司法上の決定により適用される現行の法の原則を通じてこの条の規定を遵守することができる。	2 省略
3 省略	
4 省略	

（注）下線は筆者

⁸⁷ 日本経済団体連合会ウェブサイト「日米貿易協定等に係る最終合意に関する中西会長コメント」（2019.9.26）
<http://www.keidanren.or.jp/speech/comment/2019/0926.html>等

⁸⁸ 第200回国会参議院外交防衛委員会、農林水産委員会、経済産業委員会連合審査会会議録第1号9～10頁（令元.11.28）

⁸⁹ 第200回国会参議院外交防衛委員会会議録第6号9頁（令元.11.26）

上表のとおり、同条が免責の対象をサービスの提供者又は利用者と規定しているのに対し、プロバイダ責任制限法はサービスの提供者のみを免責対象としている。加えて、同法はサービスの提供者等の免責を認める条件を限定列挙しているのに対し（表6の二重下線部分を参照）、第18条にはそのような条件は定められていない。このように、第18条の適用に関して日米両国の国内法に相違があることを踏まえ、日米両国は交換公文において、①コンピュータを利用した双方向サービス提供者の責任を規律するそれぞれの法制に相違があることを認識する、②日本のプロバイダ責任制限法が同条の規定に反しない、③日本の法制の運用に関する情報の検討及び両締約国間の討議に基づき、日本がプロバイダ責任制限法等の現行の法制を同条の規定を遵守するために変更する必要はない旨を確認した。

日米両国間の国内法に違いが見られる状況のまま第18条が規定されたことを受け、日米間において同条の適用・解釈に齟齬が生じ得る、プロバイダ責任制限法を改正すべきだった等の指摘がなされた。これに対して政府は、日米両国の国内法制度やその運用等について双方の交渉担当者及び専門家間で十分な議論を行った結果、同条の適用をめぐる個々のケースの実態上の判断において日米間で齟齬がないことを確認している旨説明し、今後日米間で問題が生じるとは想定していないとの認識を示した⁹⁰。併せて、日米両政府間等における十分な議論及び交換公文に基づき、政府としてプロバイダ責任制限法を含む国内法制を改正する必要がないと判断したことも明らかにした⁹¹。

（2）デジタルデータの利活用に向けた取組への影響

2019年9月27日、政府は、デジタル市場における競争やイノベーションの促進を目的として、デジタル市場での競争政策の企画・立案、国内外の関係機関との総合調整等を担う「デジタル市場競争本部」を設置した。国会で安倍総理は、AI（人工知能）、IoT（モノのインターネット）、ビッグデータ（データの集合体）等のデジタルデータを「新しい時代の付加価値の源泉」と位置付けるとともに、「データの利活用を促すインフラ作りが急務」との認識を示し、「データ独占による競争上の問題や個人情報保護の在り方など、デジタル市場の新たなルール整備を加速していく」との姿勢を示した⁹²。

デジタルデータの利活用に向けた国内的な取組が開始されたばかりの状況の中、日米デジタル貿易協定にTPPと同等以上の先進的かつ高水準のルールが整備されたことに対し、国会における質疑では、米国の巨大なデジタル・プラットフォーマー（いわゆる「GAFA」⁹³）に必要な規制を講じられなくなる、国内的な議論が制約される等の懸念が示された。このような懸念を受け、安倍総理は、①日米デジタル貿易協定上の義務を免除する例外規定⁹⁴が設けられていること、②規制機関や司法当局による一定の制限措置が認められてい

⁹⁰ 第200回国会参議院外交防衛委員会会議録第6号10頁（令元. 11. 26）。なお、裁判所の適用法規について、政府は、日本の裁判所に訴えが提起された場合には、日本の法の適用に関する通則法に従って準拠法が決定され、米国の裁判所に訴えが提起された場合には、これに相当する米国の国際私法に従って準拠法が決定されることになる旨説明した（第200回国会参議院外交防衛委員会会議録第8号11頁（令元. 12. 3））。

⁹¹ 第200回国会参議院外交防衛委員会会議録第6号10頁（令元. 11. 26）

⁹² 第200回国会衆議院予算委員会会議録第1号7頁（令元. 10. 10）

⁹³ Google、Amazon、Facebook、Appleの米国の主要IT企業の頭文字を基礎とした造語である。

⁹⁴ 生命・健康の保護等のための一般的例外（第3条）、安全保障のための例外（第4条）、信用秩序の維持、金

ること⁹⁵、③個人情報保護法⁹⁶等に基づく必要な規制等が妨げられないこと等を根拠に、G A F A等に対して規制を講じることについて問題は生じないと説明した⁹⁷。また、政府は、デジタル市場競争本部で必要な規制の検討を行うことも妨げられないとの認識を示した⁹⁸。

(3) 国際的なルール作りを与える効果

近年、W T Oの80以上の加盟国・地域間において、W T Oが未整備の分野である電子商取引のルール策定に向けた議論が推進されている。これまで日本は各国間の立場の違いを乗り越え、透明性が高く、公正かつ互恵的な国際ルールを作り上げる観点から、「データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト」（いわゆる「D F F T」⁹⁹）の考え方を提唱するとともに、2019年6月のG20大阪サミットの際にはW T Oにおける議論の後押しを目的として、「大阪トラック」の立ち上げを宣言するなど、議論の活性化に向けた取組を推進してきた。しかし、自由なデータ流通を志向する米国、プライバシーやセキュリティの保護を重視するE U、国家主権に基づくデータ管理を主張する中国など、デジタルデータの流通・保護をめぐる各国の立場の隔たりは大きく、議論の進展が見通せない状況が続いている¹⁰⁰。

このような状況の中、日米デジタル貿易協定を締結することについて安倍総理は、「新しい時代の付加価値の源泉であるデータ等について、同盟の強固な絆で結ばれた日米が新しい経済秩序作りをリードするもの」になるとの意義を強調し¹⁰¹、その上で今後も日本として、「D F F Tの基本的な考え方の下に、早期に結果が得られるよう引き続きリーダーシップを発揮していく」との姿勢を示した¹⁰²。一方、日米のみで先行してデジタル貿易に関するルールを作成したことにより国際的議論に悪影響を及ぼすとの懸念が示されたが、茂木外務大臣は、「先進的な取組をしている国がまず模範を示してそれを共有し世界的な共有財産にしていくことが重要なプロセスである」との認識を示した¹⁰³。

8. 今後の対米通商政策をめぐる主な議論

2019年9月の共同声明には今後の方向性として、「日米貿易協定の発効後、4か月以内に協議を終える意図であり、また、その後、互恵的で公正かつ相互的な貿易を促進するため、関税や他の貿易上の制約、サービス貿易や投資に係る障壁、その他の課題についての

融政策及び為替政策のための例外（第5条）、租税に係る課税措置のための例外（第6条）等。

⁹⁵ 例えば、ソース・コード、アルゴリズムの開示要求の禁止については、規制機関や司法当局が調査、検査、執行活動、司法手続等を行う場合には認められないことが規定されている（第17条2）。

⁹⁶ デジタル貿易の利用者の個人情報の保護については、各国の法的枠組みを維持する旨定められている（第15条1）。当該規定を踏まえ、政府は日本の個人情報等が個人情報保護法で保護されることが協定上担保されているとの認識を示した（第200回国会参議院外交防衛委員会会議録第5号11～12頁（令元.11.21））。

⁹⁷ 第200回国会衆議院本会議録第4号8頁（令元.10.24）

⁹⁸ 第200回国会参議院外交防衛委員会会議録第5号2頁（令元.11.21）

⁹⁹ Data Free Flow with Trustの略。D F F Tは、安倍総理が2019年1月の世界経済フォーラム年次総会（いわゆる「ダボス会議」）において、データガバナンスに関する基本コンセプトとして提唱した概念である。

¹⁰⁰ 菅原淳一「第5章 電子商取引（デジタル貿易）」『W T O改革の課題と方向』（I T I調査研究シリーズNo.98、2020.3）63～74頁、日本貿易振興機構（ジェトロ）『世界貿易投資報告 2019年版』（2019.7.30）101～103頁

¹⁰¹ 第200回国会衆議院本会議録第4号6頁（令元.10.24）

¹⁰² 第200回国会参議院本会議録第5号11頁（令元.11.20）

¹⁰³ 第200回国会衆議院外務委員会、農林水産委員会、経済産業委員会連合審査会会議録第1号6頁（令元.11.7）

交渉を開始する意図である」ことが明記された（表1の3の項目を参照）。

この共同声明の内容を踏まえ、今後の対米交渉の方針が多数問われたが、安倍総理は、「どの分野を交渉するかについて対象をまず協議することとなっており、具体的な交渉内容は前段階の協議次第であらかじめ確定的なものとはなっていない」との答弁を繰り返した¹⁰⁴。ただし、既述のとおり茂木外務大臣は、関税に関する事項については、更なる交渉による関税撤廃を明記した自動車・自動車部品以外の交渉は想定していない旨の見解を示した¹⁰⁵。一方、米国で日本が懸念する包括的なF T Aの締結に向けた意欲が示されていること¹⁰⁶、共同声明にサービス貿易や投資など物品貿易以外の分野の交渉を開始する意図が記されていること等を受け、第二段階の交渉で米国から包括的なF T Aの締結を迫られるとの指摘が見受けられたが、安倍総理は、「F T Aのような協定を結ぶかも含め、今後について予断を持って申し上げることは差し控える」と述べた¹⁰⁷。なお、4か月以内に協議がまとまらなかった場合の対応について質された政府は「4か月以内に協議を必ず終えることが義務となっているわけではなく、4か月という期間に特段の法的な意味があるわけでもない」と説明し、協議の状況によっては4か月を越える可能性があることを示唆した¹⁰⁸。

他方、米国のT P P復帰に向けた政府の取組等についても議論が行われた。安倍総理は、「T P P 11のハイスタンドでバランスの取れた21世紀型の新たな共通ルールを世界に広めていくことが地域の安定と繁栄に大きな意義がある」と強調し、「米国を含めて、できるだけ多くの国・地域がT P Pに参加することが最善であると考えている」との立場を示した¹⁰⁹。しかし、日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定を締結したことに加え、今後第二段階の交渉を進めていくことにより、米国がT P Pに復帰する可能性は低くなるのではないかとの指摘も見受けられた。茂木外務大臣はこうした指摘に対して、①米、林産品・水産品、T P Pワイドの33品目等の多くの品目で譲許を行っていないこと、②デジタル貿易以外のルールを作成していないこと等を例示し、「米国がT P P 12の際に得られていた内容で今回得られないものが残っている」と述べ、「米国がT P Pに戻るインセンティブがなくなったとは言えない」との認識を示した¹¹⁰。

9. おわりに

2020年1月1日に日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定が発効し、3か月以上が経過した。第201回国会（常会）において、第二段階の日米貿易交渉の交渉対象を決めるための協議の状況を問われた茂木外務大臣は、今後の交渉戦略に関わるとして具体的な説明を避けた¹¹¹。一方、継続協議とされた自動車・自動車部品の関税撤廃に向けて、「今後、関税

¹⁰⁴ 第200回国会衆議院本会議録第4号4頁（令元. 10. 24）等

¹⁰⁵ 第200回国会衆議院外務委員会議録第6号9頁（令元. 11. 13）

¹⁰⁶ “President Donald J. Trump Has Reached Agreements with Japan to Improve Trade Between Our Nations” The White House, September 25, 2019.

¹⁰⁷ 第200回国会参議院本会議録第3号15頁（令元. 10. 9）

¹⁰⁸ 第200回国会参議院外交防衛委員会議録第8号16頁（令元. 12. 3）

¹⁰⁹ 第200回国会参議院本会議録第3号11頁（令元. 10. 9）

¹¹⁰ 第200回国会衆議院外務委員会議録第4号2頁（令元. 11. 6）

¹¹¹ 第201回国会参議院予算委員会議録第5号（令2. 3. 3）

撤廃がなされることを前提に、具体的な撤廃時期等について交渉を行う」と改めて強調した¹¹²。ただし、「自動車、自動車部品の関税撤廃の時期等々については、交渉することを想定しているが、それ以外の分野については日本として交渉することは想定していない」とも答弁した¹¹³。しかし、USTRが同年2月に米国議会に提出した「2020年の通商政策課題と2019年の年次報告」及び3月に公表した「2020年外国貿易障壁報告書」においては、サービスや投資の分野を含む包括的な貿易協定の締結に向けた交渉に取り組む方針¹¹⁴、米を始めとする農産品関税の更なる削減・撤廃、自動車や医療機器等に関する非関税障壁の撤廃に対応する必要性¹¹⁵が明記されるなど、依然として日米間の認識には隔たりが見られている。米国の攻勢が予想される第二段階の交渉に日本がどのように対応し、自動車・同部品の関税撤廃を実現していくのか注目される¹¹⁶。

また、茂木外務大臣は日米デジタル貿易協定を基礎とし、データ流通やデジタル経済に関する国際的なルール作りを関係国等と連携して推進する旨の決意を示した¹¹⁷。米国も日米デジタル貿易協定とほぼ同内容の協定案をWTOに提出¹¹⁸するなど、国際的なルール作りを主導する姿勢を示している。ただし、既述のとおり、日米デジタル貿易協定の第18条の実施に関する日米間の国内法に差異が見られるように、日米両国の考え方が完全に一致しているわけではない。こうした課題を含め、日本としてデジタルデータの利活用・規制等をめぐる国内における議論を加速しつつ、国際的なルール作りに貢献するための役割を担っていくことが求められる¹¹⁹。なお、この点に関しては、日米間で協定の実施に違いが生じ得る規定の導入を見送る、若しくは現行の国内法で対応し得る規定の導入を求める、又は国内法を改正する等といった対応を経ずに、国会承認が不要な交換公文によって問題の解決を図ることとした今回の手法の是非についても議論を深める必要があるだろう。

他方、トランプ大統領によるTPP離脱から3年以上が経過したが、米国のTPP復帰に向けた動きは見られていない。日米貿易交渉を推進する中においても、これまで一貫して米国のTPP復帰を最善としてきた日本として、TPP11加盟国の拡大、「東アジア地域包括的経済連携」(RCEP)交渉の早期妥結等に取り組むなど、改めて米国のTPP復帰のインセンティブを高めるような環境作りを加速させていくことも重要となる。

(かみたにだ　すぐる)

¹¹² 第201回国会参議院予算委員会会議録第5号(令2.3.3)

¹¹³ 同上

¹¹⁴ 『2020 Trade Policy Agenda and 2019 Annual Report』(2020.2) 1～2頁、17頁等

¹¹⁵ 『2020 National Trade Estimate Report on FOREIGN TRADE BARRIERS』(2020.3) 281～283頁、295～296頁等

¹¹⁶ 第二段階の日米貿易交渉の展望や課題等に言及した論考には、例えば、高橋俊樹「日米貿易協定の合意とその影響—第二段階の交渉でカードが足りない日本—」『改革者』(2020.1) 46～49頁、菅原淳一「第一段階としての日米貿易協定」『外交Vol.58』(2019.12) 28～33頁がある。

¹¹⁷ 第201回国会参議院本会議録第1号6頁(令2.1.20)

¹¹⁸ INF/ECOM/25 (2019.4.30)

¹¹⁹ 日米デジタル貿易協定の意義や国際的議論に与える影響等に言及した論考には、例えば、岩田伸人「日米デジタル貿易協定とWTO」『貿易と関税』(2020.2) 20～35頁、石川城太「日米貿易交渉どうみるか デジタル協定、他交渉を先導」『日本経済新聞』(2019.10.25)がある。